

## ◆ なぜ今、商工会議所なのか

### (1) 存在の積極的意義

商工会が合併して18年、市にふさわしい自立した「地域経済団体」となるべき時期！

安曇野市商工会となって18年、市は合併して20年を経過しようとしています。商工会の地域性は少しずつ解消してきており、業種毎の部会の活動も活発化してきています。

そんな中、商工業者を取り巻く状況は益々、厳しさを増していますが、地方の事業者と都市の大企業とでは、また違った課題も浮き彫りになってきているように思います。

地方の経済団体として、国や県や市等の行政にも、自信をもって物を言える体制を整える必要があります。

安曇野市は、商工業者数3,000以上、皆が手を携え、一体となって地域の課題を捉え、課題解決に向けて意見を発信していくような、そんな組織になる時期に来ています。

商工会で今まで行っている業務や事務、事業は、商工会議所でも引き続き行うことができます。

その上で、より幅広い活動が認められている「商工会議所」という組織の方が、会員の皆様にとっても適した団体と言えます。

「商工会のままで良い」と考える会員もいらっしゃるかもしれませんが、日々の関わりでは、あまり変化はなく、今までと同じような支援が受けられると思います。

しかし、組織の中身の改革が必要となっていますので、次にその点を説明します。

#### 【参考】

市町村名	人口	商工業者数	会員数	組織率
安曇野市	92,819	3,359	1,772	52.7
松本市波田	15,327	340	261	76.7
山形村	8,496	269	171	63.5
朝日村	4,319	146	97	66.4
筑北村	3,992	147	115	78.2
麻績村	2,432	143	89	62.2

(令和6年 長野県商工会連合会調べ)

市町村名	人口	商工業者数	会員数	組織率
松本市	235,720	10,820	4,267	39.4
塩尻市	66,297	3,015	1,861	61.7
大町市	25,881	1,593	902	56.6

(令和5年 長野県商工会議所連合会調べ)

## (2) 事務局の体制的意義

**経営指導員等の一元化から逃れ、優秀な人材を確保しなければならない時期！**

長野県商工会連合会では、平成 24 年度から「職員(経営指導員等)の一元化」を行っています。

これは、経営指導員等を連合会の基で一元管理し、経験年数等を鑑みながら県内各商工会に配置する試みです。

継続的に同じレベルの経営改善発達支援を各商工会に提供できるように考えられた制度です。

この制度は、もちろん各商工会のメリットとなるものです。

しかし、一定の規模を持つ安曇野市商工会ならば、人事権を県商工会連合会に委ねるのではなく、独自に人材を確保し、変化が著しい経済状況にも対応できる職員体制を敷く方が適しています。

県商工会連合会の第 2 期商工会マスタープラン(令和 5 年度～令和9年度)では、「広域支援体制」の導入が、重点ともなっています。

広域支援体制とセットで、この職員の一元化がより強化されることとなりますので、独自路線に切り替え、「商工会議所」として経営指導員を確保するならば、今がその時期と言えます。

会員の皆様が日々、相談等に頼りにしている経営指導員が、状況によって他所へ行ってしまう可能性は、今後、益々、高くなっていきます。

これを防ぐための方法が、商工会議所への移行です。

## (3) 相談体制の増強的意義

**目まぐるしい経済状況の変化の中、相談体制強化のため組織改革をするのなら、今が時期！**

世界はグローバル化が進み、経済状況の変化も急速、急激に訪れます。

大企業であればできる経営見通しも、情報量も少ない小規模事業者にとっては、非常に困難です。

小規模事業者が安心して相談等するなら、これに対応する専門的な部署が必要です。

商工会議所では、「中小企業相談所」あるいは「中小企業相談センター」という名称で、経営指導員が常駐する専門部署を設けています。

相談所では、経営指導員、記帳相談員を配置し、中小商工業者、とりわけ小規模事業者の方々を対象に、経営を取り巻く様々な諸問題について、無料でご相談に応じます。

また、相談内容に応じて、専門相談員(弁護士、税理士、行政書士、社会保険労務士、IT 専門家、日本政策金融公庫融資担当者、司法書士、弁理士等)が対応できるようにすることも可能です。

当商工会でも、職員を配置する会館をまとめ、効率的な組織運営を図ることの必要性が、「企画財政委員会」から報告されています。

組織改革が必要な中、一歩進んだ「商工会議所」へ移行し、中小企業相談所等に経営指導員等を集めるような措置を取ることが必要な時期にあります。

相談等業務を集中することにより、時間等を調整することなく、経営指導員が相談にのれるようになります。

また、経営指導員が複数駐在しますから、会員の皆さんを訪問するような時間を増やせる可能性もあります。

#### (4) 組織運営の効率的意義

### 県補助金の減額に対応した**効率的な会館運営**に切り替える時期 !

商工会の運営経費等に補助される「小規模事業者経営支援事業費補助金(県補助金)」が、平成7年度から新制度へ移行されました。

内容は次のとおりです。

新制度 (令和7年度 から適用)	規模別人員の配置基準定数 × 人件費単価 + 業務実績による加算
旧制度	(小規模事業者数 - 定額補助分事業者数) × 補助単価 + 定額補助

旧制度では、小規模事業者数を基本として補助額が決められていました。

小規模事業者が減少している中、特に小さな商工会では、経営指導員を置くこともできない財政状況になっていくことが、危惧されるようになりました。

そこで新制度は、小規模事業者数に基づく経営指導員等の配置基準定数を設定し、その人件費単価を基本として、補助額を算定します。最低でも1人の経営指導員を置けるようにする措置です。

小さな商工会を存続させようとする改革ですから、小さな商工会の方に有益な補助制度になります。

当商工会のような大きな商工会の方が影響をより多く受けることになります。

特に「支所加算」等も廃止され、その結果、当商工会の補助金は、2,300万円程減少する試算となりました。

新制度補助金額(試算) ※令和7年度から適用 ただし、令和7年度から令和11年度まで激減緩和措置	3,500万円
旧制度補助金額(令和6年度)	5,800万円

変動が大きくなり過ぎる商工会があったため、令和 11 年度までの5年間は、激減緩和措置として、「令和 5 年度対比、1.21%の減額」に留められることになりました。

しかし、令和 12 年度には当商工会の補助金は、大きく減額となる現実が控えています。

これに備えるためには会館を集約し、会館管理費の削減を図っていかなければなりません。

会館運営の改革を急ぐ時期に来ています。

このことは商工会のままでいようがまいが、必ず行わなければならない改革です。

余り良い印象を受けないと思いますが、この状況の中に一つの良い面を見つけるなら、前述のとおり商工会議所となって「中小企業相談所」を設けることが挙げられます。

## (5) 組織運営の安定化・活発化的意義

**補助金に頼らぬ、独自財源を確保しつつ、安定的で活発な組織運営に切り替える時期！**

当商工会は、経費削減を図らなければならない状況にありますが、削減にも限界があります。

商工会や商工会議所の収入の1つの柱は、会員からの会費です。

この会費を増やすことが重要だとして、組織強化委員では、令和 6 年の報告書の中で、「会員増強重点期間中に純増10件を目標として設定し、役職員一丸となって会員増強を目指します。」の目標を掲げました。

ただ、会員を増やただけでは、補助金の減額を埋めることはできません。

もっと収入を増やす方策が必要です。

商工会議所では、一般会費に加え、役職に応じた「特別会費」を設け、安定的な財政基盤を築いているところがあります。

商工会議所になれば、特別会費等の導入が可能となり、役員等に特別会費を課すことで、独自財源を確保するという面でも有効性が生じます。

さらに負担を担っても、商工会議所の発展、小規模事業者の改善発達に助力したいという役員等によって、組織はより活発になり、ひいては市内商工業者の発展につながります。

県の補助金が減少する令和 11 年度までに独自財源を確保するなら、商工会議所への移行が一般の会員にとっては、有利な方法と言えます。

そうでなければ、もっと大胆な組織改革を行い、経費の切り詰めを行わなければならなくなるかもしれません。

会員の皆さんが支援を必要としたとき、手を差し伸べることができる組織を持続していくため、「商工会議所」となることも一つの選択肢です。